

平成 24 年 7 月 25 日

企業結合（ステップ 2） 今後の進め方について

1. これまでの経緯

- 平成 19 年 8 月の東京合意後に、企業結合プロジェクトは 2 つのステップに分けられた。持分プーリング法の廃止などを含めた企業結合（ステップ 1）は短期コンバージェンス・プロジェクトとして、平成 20 年 12 月に基準改正を行った。
- のれんの非償却や、IASB 及び FASB における企業結合フェーズ 2 の基準に関する検討などを含めた企業結合（ステップ 2）は、ステップ 1 の完了後、平成 21 年から議論が開始され、同年 7 月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表し、公開草案に向けて検討を行っている。
- 第 235 回委員会（平成 24 年 1 月 10 日）では、のれんの非償却について、現状では、連結、単体ともに会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていないと考えられ、また、IASB に対してアジェンダ・コンサルテーションのコメントにおいて、適用後レビューの必要性の提案を行っているところを踏まえると、当面、現行の償却処理を維持することとしてはどうか、と提案している。
- のれん以外の論点については、第 240 回委員会（平成 24 年 3 月 15 日）及び第 81 回専門委員会（平成 24 年 4 月 12 日）から審議してきているが、現状では様々な意見が聞かれ、一定の方向性に意見が集約しつつある論点と、意見が分かれている論点がある。
- このため、第 247 回委員会では、企業結合（ステップ 2）の今後の進め方として、「A. 公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの」と、「B. 継続検討課題とするもの（ステップ 2 の公開草案の対象としない。）」に切り分けるという方向とすることについて事務局より提案が行われ、特に異論は聞かれなかった（事務局の提案に対する各委員等からの主な意見は（参考資料 1）を参照のこと。）。

2. 今後の進め方（案）

(1) 詳細な検討を行っていく論点

- 下記の論点については、財務報告を改善する観点や改正の必要性や適時性の観点から、公開草案の公表に向けてさらに検討を行っていくことが考えられるかどうか。

少数株主持分の取扱い

() 少数株主持分の会計処理

- これまでの審議状況を踏まえ、国際的な会計基準に基づく財務諸表との比較可能性を改善する観点から、下記の点についてさらに検討を行っていくことが考えら

れるかどうか。

- ◇ 少数株主持分を資本として扱い、少数株主との取引（持分の追加取得、一部売却等）について連結財務諸表上は資本取引として扱うかどうか¹。
- ◇ 仮に少数株主持分の取扱いを改正したとしても、子会社に欠損が生じたときの現行の取扱いは改正しないこととするかどうか（国際的な会計基準では、子会社の欠損が生じて少数株主持分が負の残高となる場合でも持分比率に応じて処理する。）。

（ ）少数株主持分及び少数株主損益の表示

- これまでの審議状況を踏まえ、国際的な会計基準に基づく財務情報との比較可能性を改善する観点から、下記の点についてさらに検討を行っていくことが考えられるかどうか。
 - ◇ 連結損益計算書において、少数株主損益を当期純利益に含めるかどうか。
 - ◇ 「少数株主持分」の呼称を、「非支配株主持分」に変更するかどうか。
- 検討にあたっては、下記の点について十分な整理が必要と考えられるかどうか。
 - ◇ 親会社株主に係る財務情報の重要性を勘案した連結損益計算書における表示方法。第241回委員会において連結財務諸表のイメージとして（参考資料2）が示されており、そこでは「親会社株主に係る当期純利益」（現行の当期純利益）は区分して表示している。
 - ◇ 当期純利益に少数株主損益を含めることによる、諸規制（適時開示、臨時報告書、インサイダー取引規制等）への関連の分析。

取得関連費

- これまでの審議状況を踏まえ、国際的な会計基準に基づく財務情報との比較可能性を改善する観点及び企業結合においては取得関連支出のどこまでを取得原価の範囲とするかについて実務上の困難性があるとの指摘も踏まえ、下記の点についてさらに検討を行っていくことが考えられるかどうか。
 - ◇ 取得関連費は取得原価に含めず、発生時に費用処理するかどうか（なお、仮に費用処理に変更する場合であっても、個別財務諸表における子会社株式の会計処理は現行と同様（取得関連費用を取得原価に含める）とすることが想定される。）。

¹ この点につき、基準諮問会議のある委員から、企業の評価や親会社株式を買うか否かの評価に当たっては、その投資家としてのキャッシュ・イン・フローに関心があると考えられ、合理的に判断するのであれば親会社説に基づく利益を報告することになると思われるため、もし変更するのであれば経済的単一体説の優位性やそこで評価されている投資の評価モデル等を合わせて慎重な検討をすべきとの意見が聞かれている。

暫定的な会計処理

- これまでの審議状況を踏まえ、取得日時点に遡って企業結合年度の財務諸表に反映させる方向で検討を進めていくことでどうか。
(なお、この場合、暫定的な会計処理の確定は、誤謬ではなく、また、会計上の見積りの変更にも該当しないものであり、比較情報の有用性を高め財務諸表の期間比較可能性を確保する観点から、取得日時点に遡るものであると整理することが想定される。)

(2)継続検討課題として議論する論点

- 下記の論点は、現状では改正することにより以下のように財務報告の改善を図ることとなるか否かについて意見が分かれているか、改正の必要性や適時性は乏しいという意見が聞かれている状況である。したがって、これらについては、現時点では継続検討課題と識別したうえで、今後も議論する（企業結合（ステップ２）の公開草案の対象には含めない。）ことが考えられるがどうか。
 - 全部のれん
 - ◇ 国際的な会計基準では企業結合において資産・負債を企業結合日の公正価値で測定するという考え方を原則としており、全部のれん方式はこの原則と整合すると考えられ、この考え方を我が国の会計基準に採用することも合理性があるという意見が聞かれる。
 - ◇ 一方で、全部のれん方式により計上されるのれん相当額については、企業結合後の成果に対応する費用として価値の観点から、情報の有用性が低いという意見や、全部のれん方式は支配プレミアムの評価など測定方法の困難性から、実務上の負荷が高いという意見、国際財務報告基準においても、企業結合ごとの選択適用を認めているという状況下で、会計方針として選択適用を認めてまで導入する必要性は高くないという意見も聞かれる。
 - 支配の喪失
 - ◇ 段階取得の取扱いとの整合性や、支配の喪失を契機として投資の性質が変わるという観点から、連結上は改正の方向性を支持する意見が聞かれる。
 - ◇ 一方で、我が国の会計基準では子会社から関連会社になる場合は投資が継続していると考えられる意見が多く聞かれ、既存持分を時価評価し損益を認識する処理は実態と合っていないという意見も聞かれる。
 - 企業結合に係る特定勘定
 - ◇ 引当金の議論が国際的にも進展がなく最終的な段階に至っていない点、取引事例が多くはない等の点から、改正することの適時性は低いという意見が聞かれる。

- 条件付取得対価、新株予約権、企業結合とは別個の取引
 - ◇ 現時点ではいずれも取引事例が多くはなく、改正することの適時性は低いという意見が聞かれる。
- 無形資産への取得原価の配分²
 - ◇ のれんを当面、現行の償却処理を維持するならば、企業結合時における無形資産の取扱いを見直す必要性は乏しいという意見が聞かれる。
- 継続検討課題の論点については、我が国会計基準を取り巻く環境の変化、IASB 及び FASB の適用後レビューの状況等を見据えながら、議論を適宜再開することが考えられるかどうか。
- ただし、支配の喪失については、段階取得との整合性が確保されない状態が長期にわたることは会計基準の信頼性にも係る問題であるため、比較的短期間に議論を再開するかどうかを判断することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

- ✓ 企業結合(ステップ2)の今後の進め方として、以下の論点については公開草案の公表に向けてさらに検討を行っていくこととし、それ以外の論点については、継続検討課題とする(ステップ2の公開草案の対象としない。)という方向性についてどう考えるか。
 - 少数株持分の会計処理
 - 少数株主持分及び少数株主損益の表示
 - 取得関連費
 - 暫定的な会計処理

以 上

² 無形資産に係る会計基準の検討においては、企業結合に係る識別可能無形資産をのれんから適切に分離するという観点も踏まえ、基準開発の必要性について参考人から意見を聴取する予定である。

（参考資料１）第 247 回委員会で聞かれた主な意見

（今後の進め方）

- ✓ 各論点を公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくものと継続検討課題としてステップ 2 の公開草案の対象としないものに切り分けて進めることに異論はない。
- ✓ 公開草案の対象とするものと、継続検討課題とするものの切り分けは国際的な会計基準との整合性や経済的事態の適切な描写を考慮して財務報告の改善を図ることになるかという点に着目して判断するものと理解している。
- ✓ 論点整理を公表して、その後各論点について審議を重ねてきているので、この機会に具体的な提起を行い、関係者の意見を求めるべきである。また、検討においては基本的な考え方を明確にすることが望ましい。
- ✓ 検討にあたっては考え方の整合性、統一性が求められると考えている。
- ✓ 継続検討とするものはその理由を明確にしておく必要がある。
- ✓ 基準の中ですべての事象に対応することはできないため、様々な取引が発生する企業結合では、基準に関する一貫した考え方を示さないと実務上の対応が難しくなる。
- ✓ 事務局から、各論点の仕切りに際しては、整合性、統一性も考慮点の一つになり得るような話があったが、そういう観点からは、私の場合は比較的公開草案の対象にするものに統一されている。しかし、やみくもではなく、論点によっては継続検討課題としているものもある。
- ✓ 検討にあたっては、会計基準を改正することによる影響を考慮すべきである。

（少数株主持分の会計処理及び少数株主損益の表示）

- ✓ 親会社株式に帰属する当期純利益及び 1 株当たり当期純利益は投資意思決定上の重要な情報と認識しており、それが開示されるという前提の下で国際的な開示との整合性を図るという面から改正を行うべき。また、少数株主との取引を資本取引として取り扱う場合には、少数株主との取引について追加的な開示等を行うことにより投資情報の有用性を高める配慮が必要。
- ✓ 開示について国際的な会計基準と同様となり比較可能性が向上する点、ROE の算定の際の分母と分子の対応を考えると少数株主損益を当期純利益に含める方が適当かもしれないといった点から公開草案の対象論点とすべきである。
- ✓ 項目の表示の仕方として国際的な表示と整合性を取ることに賛成である。
- ✓ ステップ 1 から国際的な考え方を取り入れており、異論も無いように思われるため、公開草案に向けて検討を進めることで良いと考える。
- ✓ 公開草案に向けて検討することで良いと考えるが、我が国の取引慣行と合っていないということであれば、子会社の欠損が生じて少数株主持分が負の残高となる場合まで持分比率に応じて配分する必要はないのではないかと。
- ✓ 国際的な比較可能性という点から公開草案に向けて検討を進めることが適当。

（全部のれん）

- ✓ 購入のれんと全部のれんのいずれを採用するかにより、計上されるのれんの正負が変わってしまう場合があるため、こうした選択を許容することが適切な意思決定情報の提供となるのか疑問であり、継続検討課題とする方が良い。
- ✓ 選択適用としてまで導入する必要性は高いとはいえないため、現状は継続検討課題とする方が良い。
- ✓ もう少し議論を深める必要があり、継続検討課題とする方が良い。
- ✓ 国際的な会計基準においても、測定の問題から選択適用を認める等中途半端な状態のように思われるため、継続検討課題とする方が良い。
- ✓ 全部のれんと購入のれんのどちらかに決められない以上、会計方針として選択適用とすることについて、公開草案に含めた上で関係者の賛否を確認する方が良い。

（支配の喪失）

- ✓ 段階取得の取扱いとの首尾一貫性を考えると、改正の方向で公開草案に向けて検討を進めることが適当。
- ✓ 子会社から関連会社への移動は重要な経営上の意思決定ととらえられることが多く、それを会計上適切に示すことが重要なので、改正の方向で公開草案に向けて検討を進めることが適当。
- ✓ 関係者の意見を考慮して改正を行わないとする場合には、段階取得の取扱いとの整合性を保たないことの理由づけを十分に行う必要がある。
- ✓ 支配の喪失という事象によって投資の性質が変わると考えられるため、改正の方向で公開草案に向けて検討を進めることが適当。

（取得関連費）

- ✓ 取得原価に内部コストを含めず外部への支出のみ含めることは一貫性を欠く点、のれんが償却されることを前提とするならば費用化のタイミングの問題でしかない点から、取得時の費用処理へ改正する方向で公開草案に向けて検討を進めることが適当。
- ✓ 取得原価に含める部分を識別することの実務上の困難性から取得時の費用処理へ改正する方向で公開草案に向けて検討を進めることが適当。
- ✓ 取得関連費については、M&A固有の取引という観点から、対価性を重視する他の資産の取得費の取扱いと異なり、発生時の費用とする方向で改正を検討して良い。
- ✓ 国際的な比較可能性の考慮から公開草案に向けて検討を進めることが適当。

（企業結合に係る特定勘定）

- ✓ 引当金の議論が国際的にも最終的な段階に至っていない点、我が国の中でも特段緊急性がないと考えられる点から継続検討課題とする方が良い。
- ✓ 偶発債務の取扱いとの関係をもう少し整理した上で議論する必要があり、継続検討課題とする方が良い。
- ✓ 国際的な会計基準では我が国で許容されていない偶発債務を企業結合固有の観点から

審議事項（２）

計上する一方で、特定勘定がないという状況であるが、特定勘定として計上されるものに偶発債務がある程度含まれることになるとすれば、それほど両者間の処理に差はないと考えられるため、見直さなくても良い。

- ✓ 経済的な実態を勘案した場合に特定勘定を廃止することに疑問があり、継続検討課題とすることで良い。

（暫定的な会計処理）

- ✓ 比較情報の有用性の向上を考えると改正する方向で公開草案に向けて検討を進めることが適当。
- ✓ 企業会計基準第 24 号に準拠して、確定時点で適切な数値に修正することが本来のあり方であり、改正する方向で公開草案に向けて検討を進めることが適当。

(参考資料2) 連結財務諸表のイメージ

【2 計算書方式】 現行		【2 計算書方式】 検討の方向性	
< 連結損益計算書 >		< 連結損益計算書 >	
売上高	10,000	売上高	10,000
-----		-----	
税金等調整前当期純利益	2,200	税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900	法人税等	900
少数株主損益調整前当期純利益	1,300	当期純利益	1,300
少数株主利益	300	非支配株主に係る当期純利益	300
当期純利益	1,000	親会社株主に係る当期純利益	1,000
< 連結包括利益計算書 >		< 連結包括利益計算書 >	
少数株主損益調整前当期純利益	1,300	当期純利益	1,300
その他の包括利益：		その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	530	その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300	繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	180	為替換算調整勘定	180
持分法適用会社に対する持分相当額	50	持分法適用会社に対する持分相当額	50
その他の包括利益合計	700	その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000	包括利益	2,000
(内訳)		(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600	親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400	非支配株主に係る包括利益	400

【1 計算書方式】現行		【1 計算書方式】検討の方向性	
< 連結損益及び包括利益計算書 >		< 連結損益及び包括利益計算書 >	
売上高	10,000	売上高	10,000
-----		-----	
税金等調整前当期純利益	2,200	税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900	法人税等	900
<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>	<u>1,300</u>	当期純利益	<u>1,300</u>
<u>少数株主利益（控除）</u>	<u>300</u>	（内訳） 親会社株主に係る当期純利益 1,000 非支配株主に係る当期純利益 300	
当期純利益	1,000		
<u>少数株主利益（加算）</u>	<u>300</u>	その他の包括利益：	
<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>	<u>1,300</u>	その他有価証券評価差額金	530
その他の包括利益：		繰延ヘッジ損益	300
その他有価証券評価差額金	530	為替換算調整勘定	180
繰延ヘッジ損益	300	持分法適用会社に対する持分相当額	50
為替換算調整勘定	180	その他の包括利益合計	<u>700</u>
持分法適用会社に対する持分相当額	50	包括利益	<u>2,000</u>
その他の包括利益合計	<u>700</u>		
包括利益	<u>2,000</u>	（内訳）	
（内訳）		親会社株主に係る包括利益	1,600
親会社株主に係る包括利益	1,600	非支配株主に係る包括利益	400
<u>少数株主に係る包括利益</u>	<u>400</u>		

以上